

社会福祉法人 キングス・ガーデン新潟

役員等報酬規程

第1条 定款第21条に規定する役員等の報酬およびその支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 報酬として支給する額は、次のとおりとする。ただし、施設長は除くものとする。

理事長	年額	6,000,000円
理事	年額	0円
監事	年額	0円
評議員	年額	0円（定款第8条）

第3条 報酬は、当該月の末日までに支給する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

平成21年 4月 1日 一部改定。

平成23年 4月 1日 一部改定。

平成25年 3月19日 一部改定。

平成26年 9月 2日 一部改定。

平成29年 6月14日 一部改定。